

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年10月から15年3月までは30万円、同年5月から同年7月までは30万円、同年9月から16年4月までは30万円、同年6月から17年4月までは30万円、同年6月から同年12月までは30万円、18年1月は28万円、同年2月から19年2月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月から19年4月まで  
平成11年7月にA事業所に入社し、19年5月まで勤務していたが、給与明細書に記載されている金額と標準報酬月額が相違している月があるため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成14年10月から15年3月までの期間、同年5月から同年7月までの期間、同年9月から16年4月までの期間、同年6月から17年4月までの期間、同年6月から19年2月までの期間については、申立人が所持する給与明細書により、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（14年10月から15年8月までは28万円、15年9月から18年8月までは26万円、18年9月から19年2月までは24万円）を超える報酬月額の支払いを受け、当該期間各月の報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額（30万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる（ただし、18年1月については、報酬月額（27万4,000円）より高い標準報酬月額（30万円）に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。）。

当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成14年10月から15年3月までは30万円、同年5月から同年7月までは30万円、同年9月から16年4月までは30万円、同年6月から17年4月までは30万円、同年6月から同年12月までは30万円、18年1月は28万円、同年2月から19年2月までは30万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち平成11年7月から14年9月までについては、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致しており、また、15年4月、同年8月、16年5月、17年5月、19年3月及び同年4月については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高いものの、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低い、又は同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち平成14年10月から15年3月までの期間、同年5月から同年7月までの期間、同年9月から16年4月までの期間、同年6月から17年4月までの期間、同年6月から19年2月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時、経営が苦しく、従業員全員を社会保険に加入させることができなかつた上、日給を減額して標準報酬月額を申告していた。」と回答しており、同事業所が保管する申立人の平成12年から18年までの期間（13年分を除く）に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書から、事業主は、申立人が所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出していないことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月10日に支給された賞与において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

昭和61年8月から現在までA社で正社員として働いている。平成16年12月に支給された賞与について、厚生年金保険料は控除されていたと記憶しているが、年金事務所に確認したところ、当該賞与に係る厚生年金保険料の支払記録が無いとの説明があり、納得いかないので、この賞与分についての記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る賃金台帳から、申立人は、平成16年12月10日に支給された賞与において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の賞与支払届を提出し、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる当時の資料は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 佐賀国民年金 事案 507

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から54年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から54年4月まで  
社会保険事務所(当時)の国民年金保険料納付記録では、昭和54年5月から国民年金の資格を取得したことになるが、20歳になった41年から国民年金保険料を金融機関の窓口で納付していた。  
国民年金保険料額は覚えていないが、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の同記号番号の前後の被保険者の資格記録から、昭和54年5月に払い出されたことが確認できる上、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿により、申立期間は国民年金の未加入期間とされているため、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は158か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 佐賀国民年金 事案 508

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から59年4月まで

昭和56年4月にA事業所を退職し、B事業所に転職したが、会社に社会保険の適用が無かったため、C市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。

昭和59年5月にB事業所が社会保険の適用事業所となったため、厚生年金保険に加入したが、それまでは夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間は夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、妻の記録は納付済期間となっているのに、自分の記録は納付済期間となっていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入年月日は、オンライン記録によると平成9年10月1日とされており、基礎年金番号(厚生年金保険記号番号)による加入手続が行われていることが確認できる上、オンライン記録及びC市において、それ以前に申立人が国民年金に加入していた記録は確認できず、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は夫婦二人分を妻が納付していたと申し立てているが、申立人は、申立期間において国民年金の未加入期間とされているため、国民年金保険料納付書は発行されず、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は37か月と比較的長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。